

(別紙様式1)

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

〇〇〇

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
  - (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか
    - ①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか  
需要実績の平年作補正以外の考慮は行うべきではない。
    - ②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか  
基本的に政府米への需要は価格への需要であり、特に古米は産地や銘柄を明示して消費者に販売されていない実態から、県別の需要を算出する基礎として直接その数字を反映させることは適切ではない。現在のような情勢下で政府米を県別目標数量に反映させる場合は、直近年の平成14年産の政府米のみとすべきではないか。
  - (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
    - ・平成16年産米の県別配分と同様に、複数年の需要実績を反映させるべきである。
    - ・豊作・不作の平年作への補正を行う。この補正以外の冷害に関する特別な配慮は行わない。
    - ・生産調整が実施されていた年の需要実績については、生産調整の超過・未達を考慮する。
    - ・営農の継続性を図る観点から、平成16年産米の生産目標数量の配分実績を考慮する。
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載なし。

平成17産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)

- ・平成15年産米の国全体の需要実績8,628千トンの算出方法については理解できるが、各都道府県別の需要実績については、作柄不良による政府備蓄米販売が与えた影響が各都道府県ごと異なると思われ、また非常に不透明であるため、同様の方法で算出された値を需要実績とするのは疑問である。
- ・平成15年産米の各都道府県別の需要実績については、精度が高くかつ公正な算出をすることはできないのではないかと考える。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

- ・平成15年産米の各都道府県別の需要実績をはずした過去の需要実績の平均値から需要予測をした方がよいと考える。
- ・ただし、算出に使われる各都道府県別生産量については、これまでの不平等な転作率に基づく値であることを考慮していただきたい。
- ・また、米政策改革大綱の考えかたの一つである「透明性の確保」として、生産者に説明できるよう、使用データ等根拠のはっきりしたもので算出していただきたい。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について

- ・米政策改革大綱に基づく改正食糧法が施行された本年産の流通・販売からが、各都道府県の販売力が試され、創意工夫、努力によって徐々に真の需要実績がでてくるものと考ええる。
- ・その中で、生産段階及び各流通段階の在庫状況を推測値でなく、できる限り実数として把握できる調査体制を整備する必要がある。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 平成17年産米の配分方法

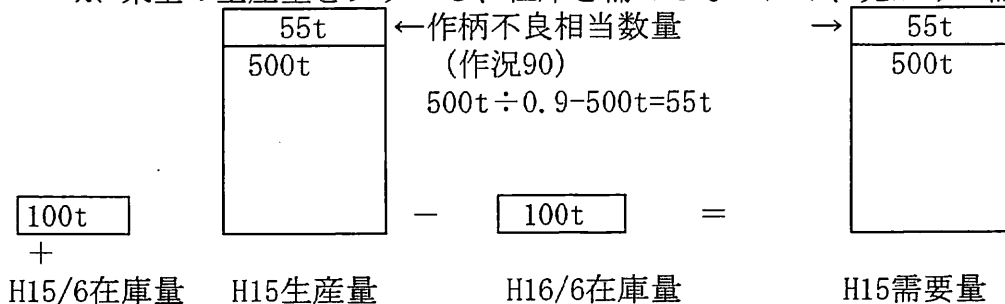
- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか。
- ア 15年産は以下の2点から真の都道府県別需要実績を表しているとは言い難い。
- ① 作柄不良により政府米が100万t以上販売され、古米や前年産の持ち越し在庫を有する県の需要実績が増加している。
  - ② 作柄低下が北海道及び東北の太平洋側で著しい。作柄補正を行わなければ、作柄低下県が不利益を被るし、作柄補正を行えば、見かけの需要量が増加し、作柄不良県が有利となる。(逆に作柄安定県が不利となる)
- (2) 各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか。
- 各年度における県別作況等を反映するといった不明確な取扱いをせず、需要実績の平均値を用いるべき。
- <需要実績の平均値の取り方>
- ① 過去4年間の需要実績の平均値を用いる。
  - ② 過去4年間で、最大年と最小年を除いた2年間の平均値を用いる。
- ※ 米の需給は、平成15年のように気象条件の影響を強く受けることから、各年度の事情に応じた補正を行うことは、結果として需要予測を歪める。

【参考】「〇〇米」の需要実績

14年需要実績	同左全国シェア	15年需要実績	同左全国シェア	16年配分シェア
681,951t	7.52%	645,761t	7.48%	6.85%

【参考：作柄補正が見かけの需要を増やす理由】

※ 架空の生産量をプラスし、在庫を補正しないため、見かけの需要が増加



2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等

- 需要実績を的確に反映した県別の生産目標数量配分を行うこと (他の要素を考慮しないこと)
- 地域間調整をよりオープンで、より活発なものとする
- 販売状況・評価が米関係者及び農業者へ的確に情報として提供されること
- 販売を起点とした事業方式へ転換すること
- 川下との結びつきを強化し、契約栽培を推進すること

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

① 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

売れた量で判断するのが基本であること、また、気象変動下においても生産が安定していることは評価されるべきことから、不作による調整は必要ないと考えられる。

② 政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

過去の年度の需要実績には政府米も含まれてきており、年度ごとに考え方が変わることは恣意的であり、これまでと同じ取り扱いで良いのではないかと考えられる。

③ その他

15年産米の需要実績（速報値）では、生産調整の未達成県の数字が大きい傾向にあると見られることから、生産調整の達成状況による調整を行い、公平性を確保すべきと考えられる。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか等について記載

16年産米の生産目標数量配分は、需要実績（13・14年産米）を基に算定するとされながらも、複雑な要素が考慮された。

17年産米からは、客観的な需要予測を基礎に算定するとされているところであり、16年産において考慮された「複雑な要素」を導入することは避け、当初考えられていたように、単純で分かりやすい方法として、直近（過去2年間（14・15年産米））の需要実績を反映させるべきである。

ただし、前述したように、生産調整目標の達成・未達成は、考慮すべきである。

なお、国等で算出されている実需者からの需要実績（特に系統外流通の在庫量）の内訳数値を公開願いたい。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

需給ギャップが大きくなれば、米価の大幅な下落につながり、現行の助成制度では担い手農家の経営悪化をカバーできなくなる懸念があることから、全国的に需給調整が確実に行われるよう配慮すべきである。

このためには、①16年産においては生産調整規模が変わっていないにもかかわらず全国的には水稲作付面積が増加している理由を分析すること、②新たな需給調整対策に参加していない地域や農業者の実態を正確に把握することが必要であり、これらの情報を提供願いたい。

また、集荷円滑化対策は、制度が複雑であり、実効性に問題があることから、地域全体で対応できるよう、制度を改められたい。具体的には、区分出荷数量は、農業者ごとの算出ではなく、地域単位で算出（当該地域を含む作況と地域の生産調整実施率・基準単収から算出）できるように改められたい。

さらに、政府備蓄米については、15年産に見られるように需給調整機能を持つことから、過剰米発生時においても、一定枠での買上備蓄機能の付加も考慮すべきと考える。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

等について記載

○ 都道府県産米の需要予測には、「過去の需要実績の一次回帰による予測」を用いるべき。

(理由)

- ・ 国民一人当たりの米の消費量が減少を続ける中、需要見通しの根拠として活用している全国の需要実績は増減を繰り返していること、国の需要予測においても、昨年は2年移動平均を用いたが、本年はこれを使うことができず、一次回帰を基本とした方法で予測したことなど、需要実績の調査結果は、総体的な傾向値としての活用はできても、各年度の値にはフレがあるため、より長い期間の傾向を見る必要がある。

このことから、国の需要見通しと同様の算定方法である「過去の需要実績の一次回帰による予測」を用いるべき。

○ 平成15年産の不作及び政府米の販売実績については、都道府県毎に偏りがあり何らかの補正を検討する必要があると考える。

しかし、全国的な傾向と都道府県毎の傾向が一致しておらず、また、都道府県毎の傾向も様々であるため、国が①需要見通しの算定方法、②不作と政府米の販売実績による補正方法の案(試算等)を示して、再度、都道府県の意見を聞くべき。

なお、何らかの補正を行うにしても、沖縄を除く46都道府県がすべて不作であったことから、補正の程度は限定的なものとなると考えている。

(理由)

- ・ 平成15年産の需要実績において、全国でみると生産量の減少を政府米の販売が補う形となっているなど、不作と政府米の販売実績は関連を持っているので一体的に考える必要があると思われる。一方、都道府県別にみると、その関

連性が一定ではないことから、適正な補正の方法、程度が見つけ難く、一般論として何らかの考慮すべきとは言えても、具体的な方法案によっては公平性の観点等から問題がある場合も想定され、具体案を基に考えを整理する必要があると考える。

- ・ また、①平成16年産生産目標数量の配分において、15年度の不作は16年産の配分根拠には使用しないのにもかかわらず、補正措置がとられたこと、②平成15年産の需要実績においては、民間需要の減少分を政府米の増がほぼ補っていることなどから、補正する必要がないとの結論になることも含めて検討すべきである。

○ 過去の生産調整の未達成、及び今後都道府県別配分数量を上回る当年産の生産量（作況100に補正して比較）がある都道府県においては、未達分および上回った分だけ各年の需要実績から除くべき。

○ 生産目標数量の配分は、都道府県別の過去の需要実績に基づき配分されることとなっており、需要実績に関係しない当該年の作柄状況は反映させるべきではない。具体的には、平成17年産の生産目標数量の配分には、平成16年産の作柄状況を反映させるべきではない。

## 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

○ 政府米の購入方法が入札制度に変わったことから、次年度以降、政府米の販売量を需要実績にどのように反映させるかについて、本年の実際の購入量の実績等を基にして、更に検討する必要があると思われる。

平成 17 年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成 15 年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

平成 15 年の作況は、全国 90 の中、北海道 73、青森 53 など非常に低い道県があり、この作況は異常であると考えます。

また、平成 11 年から 14 年の需要実績に占める政府米の販売割合に比べて、平成 15 年の割合は非常に高く異常な年である。

在庫数量の増減についても、全国的に米が不作の中、前年の在庫を多く抱えている地域で在庫を減らしており、特需が発生したものであり、異常である。

したがって、平成 15 年産米の需要実績は、異常値とすべきである。

もし、あえて需要予測に当たり、平成 15 年産の需要実績を考慮するとするならば、在庫数量の増減、政府米は実績から除き、生産数量を作況、生産調整の実施状況で補正をして用いるべきである。

(2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

需要実績が作況、生産調整の達成度等の外部要因の影響を強く受けていること、需要実績のデータ数が少ないことから、客観的需要予測は現段階では困難と考える。

その中で需要予測をあえて行うとすれば、基本的に、昨年のような異常年は、無理に補正せず、需要実績からは異常値としてはずし、H11～H14 の実績を基に配分すべきと考える。

したがって、昨年の経緯を踏まえれば、H13、H14 の 2 カ年の平均（作況、生産調整達成度の補正）、被災地への配慮を行うことが妥当であると考えます。

(3) 作況が 100 を超えた場合の数量配分について

- ① 過剰米を含めた平成 16 年の生産数量を基に、平成 17 年の需要見込み量を算定すると、過剰米により全国需要が少なく見積もられることとなり、この減少分が作況が 100 を超えていない県に配分数量の減少となって現れる。また、その上で過剰米処理数量を戻すことは豊凶により戻す数量が異なることから不公平である。

② したがって、過剰米がなかったとした場合の数量を基に算定した後、各都道府県ごとに過剰米数量を差し引いた数量を配分すべきである。その場合、過剰米には作況以外の作付オーバー分も含めて差し引くべきである。その上で過剰米処理量を戻せば公平が保たれると考える。

③ 以上のことが可能であるならば、7月の段階で、作柄に関係なく全国の需要動向、都道府県の需要実績を考慮して、次年度の生産数量のガイドライン的なものを示し、その後、作況ならびに過剰米の処理数量に応じて都道府県の配分数量を補正することが可能と考える。

このように早期に配分することにより、本県のように麦での転作を多く実施している県では、農業者が作物の作付計画を立てることができ、円滑な需給調整が可能となる。

## 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について

### ① 実需と結びついた生産への配慮

需要に応じた生産を促進する観点から、生産者（または集荷団体等）と実需者がすでに契約している数量については、全国配分数量から別枠として、各県の需要予測に基づいた配分後、別枠分の数量を各県に上乗せ配分する。

### ② 冷害や豪雨等の自然災害に対する配慮

冷害や豪雨、台風などの自然災害に対して、次年度に農業者が意欲を持って取り組めるよう配慮する。

例えば、被災水田の減収量を上乗せして配分する。

本県の場合、単収 516kg、被災水田 2,400ha（うち収穫皆無 50ha、その他 2 割の減収）とすると、

$$5.16 \times 50 + 5.16 \times 0.2 \times (2,400 - 50) = 2,683.2 \text{ トン}$$

平成17年産の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定について

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか (①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか)、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)

①について

- 平成15年産の作柄の地域差に対する考慮は必要だと思われるが、併せて転作の実施状況も補正すべきであると考え。

平成16年産の配分において、平成13年産、14年産の需要実績を作況及び転作の超過達成、未達成で補正した経緯を踏まえると、平成15年産の需要実績も同様の補正を行うべきであると考え。

②について

- 政府米の買入数量は、生産年の需要実績から除かれているため、少なくとも各都道府県別の需要予測を算定するときに用いる年産の政府米については、数字の補正等を行うべきではない。また、古米であっても需要に応じて売れるため、考慮する必要はないと考え。

(2) (1) を踏まえて、都道府県産米の需要実績をどのようにして算定すべきか等について記載

- 平成13年産～平成15年産の過去3カ年の需要実績を豊作・不作を平年作に、転作の超過達成・未達成を達成率100%に補正を行い、各都道府県の3カ年の平均需要実績の全国シェアを平成17年産米の生産目標数量(全国)に乗じて算出する。  
(直近3カ年の需要実績を用いて、平成16年産と同様の手法により配分する)

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

- 当面の米の需給調整については、需要実績を基にしつつも、複数年の需要実績の平均を用いて需要予測を行うなどの激変をある程度緩和した都道府県別の需要予測の算定。

平成 17 年産の都道府県別の生産目標数量の設定等の考え方等について

(○ ○ ○)

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成 15 年産米の需要実績の扱いをどうすべきか (①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)
- 需要見通しの算定に当たっては、各都道府県における売れる米づくりに向けた最近の取組（販売面のみならず、冷害対策など生産面の取組も含めて）を反映させるべきである。
  - ただし、需要見通しの基礎となる需要実績の算定に当たって、政府米の販売数量を勘案することは、次の点から問題が多いと考えられるので、需要実績については、民間需要量のみとすべきである。
    - ① 政府米の販売数量は、買入れ数量とも連動していると考えられるが、買入れ数量には、各県の生産状況が反映されていない。
    - ② 15 年産米の不作により、特に、12 年産以降の備蓄米については、ほとんど完売の状況である。
  - なお、15 年産米の不作については、生産目標数量の設定の際には、不作の程度が特に著しい一部の県に対する一定の配慮が必要と考えるが、需要見通しの算定の際には、不作でなかった場合の販売状況がどのようになっていたかを予測することは不可能と思われるので、考慮すべきではない。
- (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
- 16 年産米の都道府県別需要見通しの検討の際に行われた意見交換においても、当初示された 4 案に対して様々な意見が出されたが、最終的には、データ点数が過去 4 年間のものしかないという前提の中で、最近の需要動向のトレンドを反映させる必要があるものの、大きな需要変動が生じた場合に、生産現場が対応できるようその影響を緩和するという考え方の下に「都道府県別の需要見通しについては、米政策改革大綱の基本的考え方に則し、できるだけ最近の各都道府県における売れる米づくりや販売努力の取組が反映できるよう、各都道府県産米の需要実績の直近 2 年（13、14 年産米）を平均して算定する」とされたところ。